

○京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱

平成26年4月1日

告示第72号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、京丹後市立の保育所、幼稚園、小学校及び中学校（以下「市立学校等」という。）におけるいじめの防止対策、いじめの早期発見及びいじめの対処（以下「いじめ防止等」という。）に関し、関係する機関及び団体等の連携を図るため、京丹後市いじめ問題対策連絡会議（以下「いじめ対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 いじめ対策会議は、市立学校等及び市立学校等に在籍する幼児、園児及び児童生徒（以下「児童等」という。）におけるいじめ防止等に関する情報その他いじめ防止等のための適切な対策を図るために必要な情報の交換を行うとともに、児童等をいじめから守る取組の内容に関する協議を行う。

(組織)

第3条 いじめ対策会議は、教育、福祉、医療、保健、警察及び司法等の関係機関、関係団体及びいじめ防止等に関連する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 いじめ対策会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長をもって充て、副会長は教育長をもって充てる。

3 会長は、いじめ対策会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 いじめ対策会議の会議は、代表者会議及び実務者会議とする。

2 代表者会議は、原則公開とする。ただし、個人情報扱う場合は、会長の判断により非公開とすることができる。

3 実務者会議は、非公開とする。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、各関係機関等の代表者（以下「委員」という。）で構成し、会長が招集する。

2 代表者会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめ防止等に関する方法や体制等の検討に関すること。
- (2) いじめ防止等のために適切な対策を図るための情報交換に関すること。
- (3) 実務者会議から受けたいじめ防止等に係る対策、実施内容の検証及び改善等に関すること。
- (4) 関係機関等による連携を確保し、実務者会議が円滑に運営されるための環境の整備に関すること。

（実務者会議）

第7条 実務者会議は、関係機関等において関係業務に従事する実務者により構成する会議とし、第9条に規定する事務局長が必要に応じて招集する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 京丹後市いじめ防止等の基本方針の検討に関すること。
- (2) いじめ防止等に係る対策の実態調査、検証及び総合的な調整に関すること。
- (3) 定例的な情報交換やいじめ防止対策等に係る課題解消のための方策の検討に関すること。
- (4) いじめ防止等に係る対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) いじめ対策会議の活動方針案の作成に関すること。

（秘密の保持）

第8条 関係機関等の構成員は、いじめ対策会議の職務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

（事務局）

第9条 いじめ対策会議の事務を処理するため、事務局を教育委員会事務局学校教育課及び市民部市民課に置く。

2 事務局長は、教育委員会事務局教育次長をもって充てる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、いじめ対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。